

横浜市野毛地区センター利用要綱

制 定 平成23年4月1日

最近改正 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）、同施行規則「以下「規則」という。）その他の関係法令に基づき市民の利用に供する横浜市野毛地区センター（以下「センター」という。）の利用ルールについて必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

(開館時間)

第3条 開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始：12月28日から1月4日まで。
- (2) 施設点検日：毎月第2月曜日、但しその日が祝祭日と重なったときはその翌日とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(利用時間帯)

第5条 センターを利用する者の利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。

[平日]

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時 ～ 正午
午 後 ①	正午 ～ 午後3時
午 後 ②	午後3時 ～ 午後6時
夜 間	午後6時 ～ 午後9時

[日・祝日]

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時 ～ 正午
午 後 ①	正午 ～ 午後3時
午 後 ②	午後3時 ～ 午後5時

2 料理室の利用時間帯については、前項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとする。

[平日]

一利用時間帯	時 間
A	午前9時 ～ 午前11時
B	午前11時 ～ 午後1時
C	午後1時 ～ 午後3時
D	午後3時 ～ 午前5時
E	午後5時 ～ 午後7時
F	午後7時 ～ 午後9時

[日・祝日]

一利用時間帯	時 間
A	午前9時 ～ 午前11時
B	午前11時 ～ 午後1時
C	午後1時 ～ 午後3時
D	午後3時 ～ 午後5時

3 集会室の利用については、個人利用と団体（貸切利用）を区別し、次の表に掲げるとおり区分する。

個人利用については無料とする。

曜日 時間帯	月	火	水	木	金	土	日
午 前	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
午後①	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体

午後②	団体	団体	個人	団体	団体	団体	個人
夜間	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

(貸切利用の申し込み及び決定)

第6条 センターを利用する者は、横浜市野毛地区センター利用申込書（第1号様式）に必要事項を記入して事前に申し込みを行い、承諾を受けることとする。

- 2 指定管理者は、利用を承諾する場合には、横浜市野毛地区センター利用承諾書（第2号様式）を交付する。
- 3 利用の申し込みは、利用予定日の2ヶ月前の日（休館日の場合は休館日の次の日。以下〔受付開始日〕という。）の午前9時から受け付け、申込者が多数の場合には、申込者相互で調整するか抽選とする。それ以降は先着順に決定する。
- 4 電話予約は受付開始日の翌日から行うことができるが、7日以内に来館し、第1項の手続きを行うものとする。なお、7日以内に申し込みがない場合には、申し込みがなかったものとして取り扱う。
- 5 前4項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用の申し込み制限)

第7条 架空の氏名又は団体名によって重複して申し込みを行い、又は利用した場合には、以後、その者の申し込みを制限する場合がある。

(利用条件)

第8条 センターを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を守ること
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること
- (4) センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること

(利用の制限等)

第9条 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

- (1) 営利のみを目的として利用する場合
- (2) その他利用の目的がセンターの設置の目的に反するとき。

- 2 指定管理者は利用につきセンターの管理上必要な条件をつけることができる。
- 3 指定管理者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は利用を認めないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、または公益を害する恐れがあるとき
- (2) センターの設置の目的に反するとき
- (3) センターの管理上支障があるとき
- (4) その他指定管理者が必要とみとめたとき

なお2、3項に基づき利用を制限する場合は、区と協議するものとする。

(利用の取消等)

第10条 指定管理者は、利用の承諾を受けたものが次のいずれかに該当する場合は、利用の取り消し、又は利用を制限し、もしくは停止させることが出来る。

- (1) 前条3項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 条例もしくは条例に基づく規則、規定又はこれらに基づく指定管理者が定める利用要綱等に違反したとき

(利用料金)

第11条 センターを貸切利用する場合は、次の表に掲げる料金を支払う。

(消費税を含む)

	1コマ 時間数	利用料金 (円)		
		午前・午後①・ 夜間	同左当日申込	午後②
会議室	3時間	660	330	520
工芸室	3時間	720	360	570
料理室	2時間	540	270	540
和室	3時間	1,140	570	910
〃 (分割利用)		570	280	450
集会室	3時間	2,220	1,110	1,770

	1コマ 時間数	利用料金 (円)		
		午後② 当日申込	日・祝日の午後 ②	同左当日申込
会議室	3時間	260	340	170
工芸室	3時間	280	380	190
料理室	2時間	270	540	270
和室	3時間	450	600	300
〃 (分割利用)		220	300	150
集会室	3時間	880	1,180	590

ただし、利用日当日において、当該利用に引き続くコマが利用可能である場合に限り、1時間単位で延長利用することができる。その場合の利用料金については、1時間あたり次のとおりとする。

	延長利用時間帯別の料金（円）	
	午後①・夜間	午後②
会議室	110	80
工芸室	120	90
料理室	130	130
和室	190	150
〃（分割利用）	90	70
集会室	370	290

（利用料金の支払日）

第12条 利用料金の支払いは、原則として第6条に掲げた申し込みを行う日とする。

ただし、電話予約の場合は、申し込み日から7日以内とする。

2 前項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用料金の返還）

第13条 利用日の7日前までに利用取り消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。ただし、その期日を過ぎてから利用取り消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還しない。

2 利用者の責めに帰することができない事由により、利用申込みした部屋の利用ができなくなった場合は、前項の規定に関わらず、既納の利用料金の全額を返還する。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、次に掲げる場合には、利用料金のうち各号に定める額を免除することができる。この場合、10円未満の端数については切り捨てることとする。

（1）横浜市（区）が主催し、又は共催する行事を行うために利用する場合 利用料金の全額

（2）指定管理者がセンターの自主事業を行うために利用する場合 利用料金の全額

（3）横浜市から委託・依頼・要請を受けた事業を推進する目的で利用する場合 利用料金の全額

（4）区の自主事業を受け継いだ公益的事業を行う場合 利用料金の全額

- (5) 高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合 利用料金の5割相当額
 - (6) その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合 利用料金の5割相当額又は利用料金の全額
- 2 利用料金の減免を申請する者は、野毛地区センター利用料金減免申込書（第3号様式）及び当該利用が減免対象となる事由を記載した書類をセンターへ提出する。
 - 3 センターは前項の申込書を審査し、区と協議（第1項（1）及び（2）の場合は不要）の上、利用料金減免可否通知書（第4号様式）を交付する。

（優先申込）

- 第15条 次に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申し込みができることとする。
- (1) 地区センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合（自主事業終了後6ヶ月以内）
 - (2) 前条の規定により、減免の対象となる利用である場合
 - (3) その他指定管理者が必要と認めた場合
- 2 優先申込を申請する者は、原則として、優先利用申込書（第5号様式）をセンターへ提出する。なお、第1項第2号の規定により減免の対象となる利用である場合には、前条第3項により交付された利用料金減免可否通知書（第4号様式）を併せて提出する。
 - 3 センターは前項の申込書を審査し、優先利用を受け付ける。

（委任）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。